

よくあるご質問

Q	新築する際に一緒に設置した設備は対象ですか？
A	新築時に同時に設置した設備については対象外です。既築住宅のみとなります。
Q	設備設置の契約者が申請する必要がありますか？
A	設備設置の契約者の申請が必要です。代行者を立てることは可能です。その際は手続代行者選任届(様式第3号)が必要になります。
Q	契約日は令和2年3月31日以前ですが、設置が令和2年4月1日以降の場合申請できますか？
A	設置日が令和2年4月1日以降であれば申請可能です。
Q	ローン払いのため、領収書が発行されない場合にはどうしたらよいか？
A	ローン会社から設置業者へ支払が完了したことが分かる書類で代用可能です。(ローン会社または設置業者の押印がされた書類に限ります。)
Q	家の所有者(A)と設備設置契約者(B)が別でも申請可能か？
A	AとBが別の場合は申請できません。家の所有者が共有名義であり、その中に設置契約者の名前がある場合には申請可能です。(その際は設置契約者以外の設置承諾書(様式第2号)が必要です。)
Q	設置後の写真が立地の関係で撮影出来ない場合はどうしたらよいか？
A	設備配置図を添付して申請してください。(可能であれば、遠距離からでも写真を撮っていただけると助かります。)
Q	コロナ関係で税の支払いの猶予を申請しており、市税の滞納がないことの証明書が出せないと言われました。どうしたらいいですか？
A	猶予期間内であれば申請可能です。猶予期間内に税の支払いを済ませて申請してください。(市税の滞納がないことの証明書は必ず必要となります。)